都道府県労働局労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課長補佐(業務担当)

「メリット制度による労災保険率の適用誤り」に係る費用徴収の取り扱いについて

標記については、「メリット制度による労災保険率の適用に係るシステムの不具合について」(平成21年4月14日付け基徴発第0414001号)により示されたところであるが、労働者災害補償保険法第31条第1項第2号に基づく費用徴収の取り扱いについては、「事業主からの費用徴収の規定の取り扱いについて」(昭和47年9月30日付け基発643号、以下「通達」という。)によるもののほか、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

記

標記適用誤りによる追加徴収の対象となった事業主であって、平成21年度概算保険料の督促状指定期限の翌日から、当該概算保険料を完納した日の前日までの期間中に生じた事故(通達に定める除外事由に当たる場合を除く。)については、同法第31条第1項第2号に基づく費用徴収の対象として取り扱うか否か事前に本省に協議すること。

なお、当該適用誤りによる追加徴収の滞納中の事故については、通達に定める滞納中の事故には当たらないことから、費用徴収の対象にならないことを申し添える。